

○経済産業省告示第五十一号

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十六条第四項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十八条第四項、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）第九条第二項、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十七条第四項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第二十三条第四項、第七十四条第四項及び第九十九条第三項、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第一条第二項、第二条第二項及び第八条第三項（同規則第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第二百二十三号）第七条第四項の規定に基づき、各項の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和二年三月十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

一 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

二 経済産業大臣が定める期間

イ 次に掲げる期間が令和二年三月三十一日に終了する者は、当該期間を一年間延長する。

- (3) 特定ガス消費機器の設備工事の監督に関する法律施行規則第九条第一項の規定によりガス消費機器設置工事監督者が再講習を受けなければならない期間

附 則

この告示は、公布の日から施行する。